

(1) 事前調査提出 (電子申請)

- 事前調査にお答えいただくことで「協議開始」。

(2) 通知案・協定案の送付

- 県は、事前調査結果から協定(案)を作成し、事前調査に登録いただいた電子メールアドレスあて送付。
- 通知(案)を送付するのは、公的医療機関等の場合のみ。
- 説明書や同意書を同時に電子メール送付。

(3) 協定案の内容を確認

- 協定案の修正が必要な場合は修正。
- 同意可能な場合は同意書を送付(電子メール)。

(4) 必要に応じて協議
(協定(案)の送受信)

①又は②の方法で協定案は修正

- ① 協定案を印刷→手書きで赤字見え消し→スキャンしてメール添付し返信
- ② メール本文に修正点を記載し、協定案を添付した上でメール送信

(5) 同意書受領

通知確定・協定確定・指定の実施。

(6) 協定書等受領

受領書を県へ送付(電子メール)。

(7) 県HPに協定内容公表

(7) 受領書等の受領



✓ 協定締結の意向がある場合、まずは事前調査にご回答ください。

✓ 原則として電子的な手続きとしますが、インターネット環境がない等により郵送による対応を希望される場合は、対応可能ですので地域保健推進課までご連絡ください。